

高知県行政書士会 様

高知県土木部土木政策課長



高知県建設業法施行細則の一部改正について（通知）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という）に係る許可申請等の手続きの見直しを行うことに伴い、高知県建設業法施行細則（昭和 24 年高知県規則第 49 号。以下「細則」という）の一部を改正し、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会に加入する会員の皆様へもご周知をいただきますようご協力をお願いします。

記

1 改正内容（改正箇所は別紙新旧対照表のとおり）

（1）書類の提出部数について（細則第 2 条関係）

法第 3 条 1 項の知事の許可を受けようとする者及び法第 11 条の規定により知事に変更等の届出をしようとする者は申請書等の書類を「正本 1 通及び副本 2 通」の計 3 通の提出していただいていたが、「正本 1 通及び副本 1 通」の合計 2 通に変更します。

（2）書類の経由について（細則第 3 条関係）

細則第 2 条に定める書類は、主たる事務所を管轄する土木事務所を経由することとしていたしましたが、当該土木事務所又は土木政策課のどちらの提出でも受け付けます。

（3）申請書類の返送について

書類の審査終了後の申請者への書類は、各土木事務所を経由せず土木政策課から返送するように変更します。

2 施行日

令和 2 年 10 月 1 日

【担当】

高知県土木部土木政策課

建設業振興担当

電話：088-823-9815

FAX：088-823-9263

メール：170201@ken.pref.kochi.lg.jp